

# 選べる福祉サービス北海道特区

都道府県名：

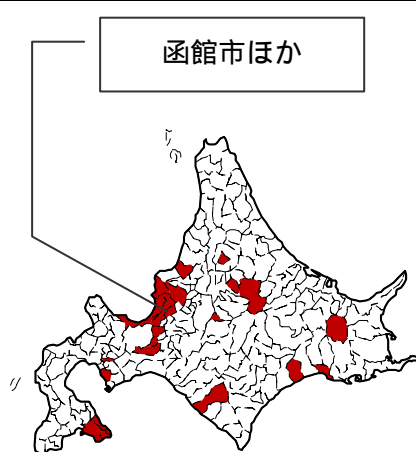
北海道

申請主体名：

北海道

区域の範囲：

函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町、新十津川町、上川郡当麻町、上川町、剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町の全域



特区の概要：

障害者支援費制度による施設訓練等支援サービス等について、日単位で利用可能とするほか、事業者間の契約によって、一部のサービス提供を施設から他事業者に委託できることとし、利用者の実情に即したサービス提供を可能とする。このように、障害者の選択に応じ、入所施設、通所施設及び居宅サービスを組み合わせることで利用できるよう選択肢を拡充することにより、入所施設から地域生活への移行を促進し、地域社会における自立生活を実現することを目指す。

適用される規制

・ 障害者の施設訓練等の支援費の日額算定

の特例措置：

・ 知的障害者の地域生活援助の支援費の日額算定

